

野生鳥獣被害対策（中間まとめ）

1 ニホンジカによる被害防止対策

（1）電気柵、防護柵の設置等の被害防止対策

平成 20 年度に県が実施しているニホンジカ植生被害対策事業で得られたデータを基に、各年のシカの行動等を加味して、効果が見込まれる場所に毎年電気柵、防護柵を設置していく。

資材は、当面、平成 20 年度に使用したものを活用し、柵の設置は、県が技術提供しながら、地権者、近隣の事業者、市町等の関係者が参加して行う。

（工作物設置等に係る自然公園法上の許可申請は、霧ヶ峰自然環境保全協議会座長名とし、手続きは協議会の事務局が行う。）

（2）捕獲対策の実施

平成 19 年度から関係市町が実施している広域捕獲等による個体数調整を推進することを通じ、被害を減少させる。

（3）将来的な対応

これらの対応を行い、ニホンジカによる霧ヶ峰の植生被害の推移を把握しつつ、更に追加の対策が必要と判断される場合は、霧ヶ峰自然環境保全協議会で対応を協議する。

2 イノシシ等他の鳥獣による被害防止対策

被害の状況を把握しつつ、捕獲対策の実施等について協議を進める。